

第 1 回

香南市行政改革推進委員会

日 時 令和 7 年 5 月 22 日 (木)
13 時 30 分 ~ 15 時

場 所 香南市役所本庁舎
3 階 会議室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
香南市長 濱田 豪太
- 3 委員の紹介
- 4 委員会の設置及び運営について
- 5 会長及び副会長の選任
- 6 議 事
 - (1) 行政改革大綱の策定について
 - (2) その他
- 7 閉会

○香南市行政改革推進委員会設置条例

平成 19 年 3 月 1 日

条例第 1 号

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な市政の推進を図るため、香南市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、本市の行政改革の推進に関する必要な事項について調査審議し、市長に意見を述べる。

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、12 人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市政について優れた識見を有する者 10 人以内

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 若干名

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の総数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日以後最初に招集される委員会の会議は、第 6 条の規定にかかわらず市長が招集するものとする。

附 則（平成 25 年 3 月 15 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 28 日条例第 31 号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

香南市行政改革推進委員会委員名簿

(五十音順)

No	氏名	役職等
1	小笠原 一眞	高知県総務部市町村振興課 課長
2	北 泰子	高知機型工業株式会社 取締役副社長
3	清藤 直人	夜須町まちづくり協議会 会長
4	楠川 量啓	高知工科大学 システム工学群 学群長
5	霜田 博史	高知大学 人文社会科学部 教授
6	末延 弘	香我美町まちづくり評議会 会長 兼 東川地区まちづくり協議会 会長
7	中村 智砂	公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団 理事 学校法人高知学園高知中高等学校 副校長 (統括)
8	濱崎 勲	吉川町まちづくり協議会 会長
9	久武 美紀	赤岡町まちづくり協議会 副会長
10	安岡 宏	野市町東町・東中筋地区まちづくり協議会 会長
11	吉村 斉	高知学園大学 健康科学部 教授